

第5号議案

ふじみ野市自治組織集会施設審議会条例

(設置)

第1条 町会、自治会及び町内会（町又は字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。以下「自治組織」という。）の活動拠点となる集会施設に関し必要な事項について検討するため、ふじみ野市自治組織集会施設審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 集会施設の在り方に関する事。
- (2) 集会施設の管理、運営等に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治組織の会長（会長であった者を含む。）

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又はその説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、協働推進課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 2 月 2 0 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

自治組織の活動拠点となる集会施設に関し必要な事項について検討するため、ふじみ野市自治組織集会施設審議会を設置したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。